

平成22年9月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

商 工 労 働 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成22年9月定例会 議案説明資料目次

商工労働部

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名	頁
議案第1号	平成22年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		商工政策室	2
		経済通商総室 (企画調査室)	3
		(通商物流室)	4
	雇用人材総室 (人材育成確保室)	6	
	(雇用就業支援室)	7	
	産業振興総室 (企業立地推進室)	8	
	(新事業開拓室)	11	
	(産学金官連携室)	13	
	市場開拓局 (市場開拓課)	16	
	2 歳入歳出事項別明細書		17
	3 節の明細		22
	4 債務負担行為に関する調書	産業振興総室 外	23

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名	頁
議案第7号	とっとりバイオフィロントニアの設置及び管理に関する条例の設定について	産業振興総室	25
議案第13号	鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について	雇用人材総室	29

報告番号	件名	課名	頁
報告第3号	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について	産業振興総室	31

議案説明資料総括表

【補正予算】

商工労働部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
商工政策室	547,519	20,177	567,696				20,177	
経済通商総室	7,162,388	△ 1,442	7,160,946				△ 1,442	
雇用人材総室	7,492,666	120,986	7,613,652			125,000	△ 4,014	
産業振興総室	5,533,378	515,513	6,048,891				515,513	
市場開拓局 市場開拓課	115,754	0	115,754				0	
一般会計合計	20,854,213	655,234	21,509,447	0	0	125,000	530,234	

説明(主な内容)

【一般会計】

経済通商総室

(企画調査室)	鳥取県建設業新分野進出支援事業	2,975
(通商物流室)	⑧ GTI(広域圏們江開発計画)専門家セミナー・シンポジウム 開催事業	3,038

雇用人材総室

(雇用就業支援室)	ふるさと雇用再生特別交付金事業	125,000
-----------	-----------------	---------

産業振興総室

(企業立地推進室)	企業立地事業補助金	468,764
	[債務負担行為]企業投資促進のための工業団地再整備事業 補助金	—
(新事業開拓室)	経営革新支援事業	63,000
(産学金官連携室)	[債務負担行為]⑧とっとりバイオフロンティア管理委託費 (指定管理者制度)	—

市場開拓課	[債務負担行為]食のみやこ鳥取県推進事業 (鳥取県東京アンテナショップ機能強化事業)	—
-------	---	---

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

1目 商業総務費

商工政策室(内線:7212)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費 (商業総務費)	328,107	5,059	333,166				5,059	
<p>説明</p> <p>1 事業の目的・概要 (財)鳥取県産業振興機構へ派遣している職員の人件費について、平成22年度11月以降は、県派遣条例に定める給与等を県が直接支給することに伴い増額するもの。</p> <p>2 主な事業概要 対象:県派遣職員2名(貿易支援体制整備事業) 経費:給与・扶養手当・住居手当・期末手当相当額の平成22年11月~23年3月分(5か月分)</p>								

7款 商工費

2項 工鉱業費

1目 工鉱業総務費

商工政策室(内線:7212)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費 (工鉱業総務費)	213,947	15,118	229,065				15,118	
<p>説明</p> <p>1 事業の目的・概要 (財)鳥取県産業振興機構へ派遣している職員の人件費について、平成22年度11月以降は、県派遣条例に定める給与等を県が直接支給することに伴い増額するもの。</p> <p>2 主な事業概要 対象:県派遣職員6名(経営サポートセンター事業、とっとりバイオフィロントピア立上支援事業、実践的技術者育成・確保事業) 経費:給与・扶養手当・住居手当・期末手当相当額の平成22年11月~23年3月分(5か月分)</p>								

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
1項 商業費
2目 商業振興費

経済通商総室[企画調査室] (内線:7890)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
鳥取県建設業新分野進出支援事業	55,247	2,975	58,222				2,975	
トータルコスト	76,224	2,975	79,199	(補正に係る主な業務内容) 制度設計、委託契約事務				
従事する職員数	2.6人	0人	2.6人					
工程表の政策目標 (指標)	建設業の新分野進出：建設業の公共事業依存から脱却							

説明

1 事業の目的・概要

新分野への支援については、これまで研修会やアドバイザー、補助事業等に取り組んでおり、一定の評価を得ている中で、更に建設関係事業者の取り組みを支援するため、建設業新分野進出塾を設置し、新分野に進出するために必要な知識やノウハウを習得する場を提供することで、補助事業等をより有効に活用していただく。

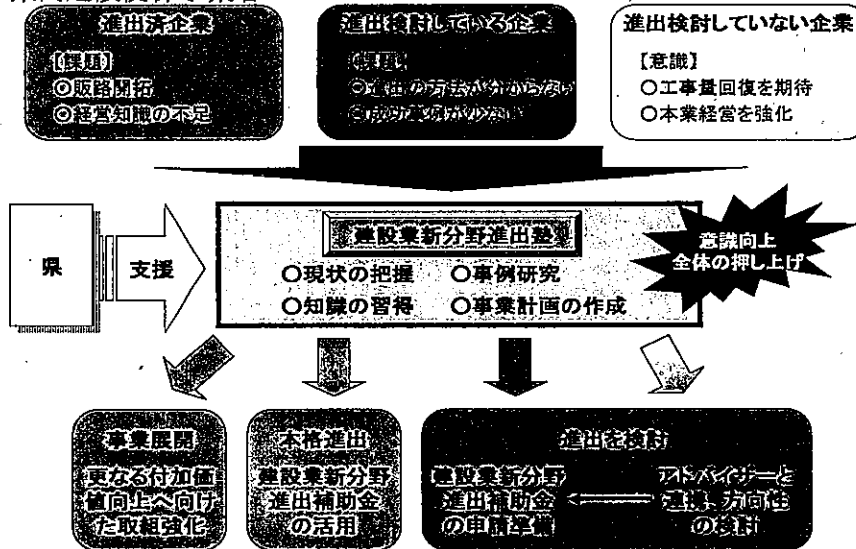
2 主な事業内容

新分野に進出するために必要な情報や会計知識、事業計画の作成等の知識を得る新分野進出塾を委託する。〔委託先：(財)鳥取県建設技術センター(予定)〕

<建設業新分野進出塾の概要>

- 【目的】①進出先(農業・小売業等)に対する意識・意欲の向上
②必要な知識の習得
③事業計画の充実

【対象】県内建設関係事業者



3 これまでの取り組み状況、改善点

(1) これまでの取り組み状況

補助事業による支援：「進出検討型⇒事業化実現型」と2段階に分けて、建設事業者及び建設関連事業者の新分野進出を支援。

アドバイザーの設置：建設業新分野進出アドバイザーによるハンズオン支援や、制度周知や研修会等で事業説明を実施。

(2) 改善点

平成22年度、23年度の公共工事費が減少傾向にあることから、建設事業者がより新分野に進出しやすい環境づくりが必要であり、事業者自身が進出に必要な知識やノウハウを身に付けていただく場を創設する。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
1項 商業費
4目 貿易振興費

経済通商総室 [通商物流室] (内線: 7659)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
(新)GTI(広域図們江開発計画)専門家セミナー・シンポジウム開催事業	0	3,038	3,038				3,038	
トータルコスト	0	4,652	4,652	(補正に係る主な業務内容)				セミナー、シンポジウムの開催に係る協議・運営
従事する職員数	0人	0.2人	0.2人					
行程表の政策目標(指標)	境港の取扱貨物量増加: 境港の物流拠点化(貨物取扱量 目標 5,200千トン) 境港の物流拠点化: 境港コンテナ取扱量増加(コンテナ取扱量 目標 21,900TEU)							

説 明

1 事業の概要

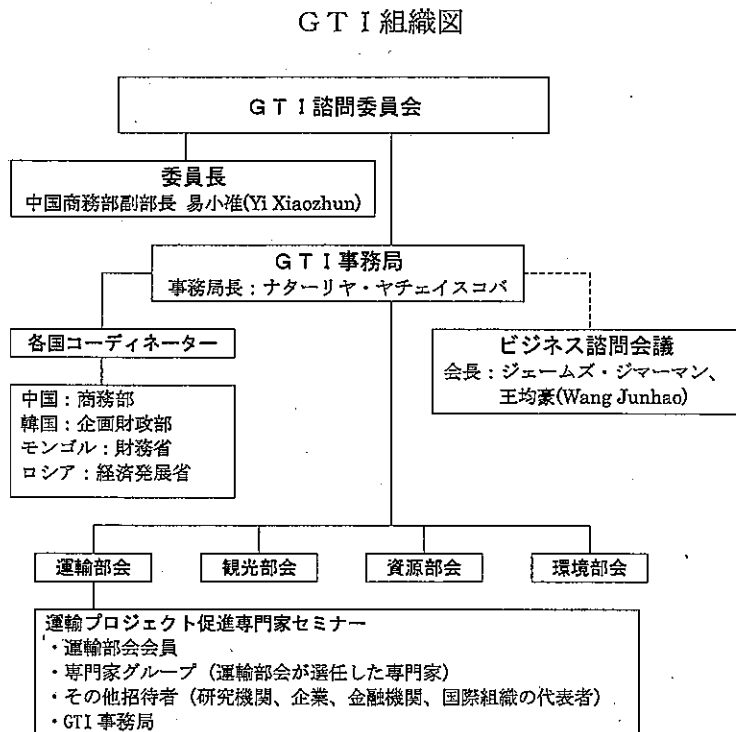
中国、ロシア、モンゴル、韓国の4か国が参加して進めている広域図們江開発計画(GTI)に関連した事業として、GTI運輸部会専門家セミナーの誘致とシンポジウムを開催。

2 事業の背景

- ・GTIの運輸分野の事業に取り組むGTI運輸部会の創設会議が、2010年6月に韓国プサンで開催され、鳥取県からも職員がオブザーバーとして参加したところ。
- ・その会議において、環日本海定期貨客船航路がGTI運輸事業サブプログラムに盛り込まれた。
- ・併せて、2010年12月に予定されている専門家セミナーを鳥取県で開催してはどうかとの提案があり、鳥取県での開催が内定。
- ・現時点、境港が環日本海を結ぶ航路の日本国内唯一の港となっている。

【広域図們江開発計画(GTI)の概要】

国連開発計画(UNDP)が支援し、中国、ロシア、モンゴル及び韓国の周辺4か国が協力して取り組んでいるもの。中国、ロシア、北朝鮮が国境を接する地域を中心として、運輸、エネルギー、環境、投資、観光の5分野で地域経済の一体的な発展を推進する開発計画。



3. 事業の目的・効果

◆環日本海定期貨客船航路がGTI運輸事業サブプログラムに盛り込まれたことを契機に、航路の認知度向上や、航路利用の新たな可能性等について情報を発信。

- (1) 航路の認知度向上
航路の新たな可能性について情報発信し、現在、大連ルートを利用している企業の関心を高める。
- (2) 将来の利用拡大に向けたきっかけづくり
中国東北部とを結ぶ新たな輸送ルートの開拓へ向けた課題の共有など。
- (3) GTI運輸部会関係者へのPR効果
今後の課題解決のためには、GTIによる多国間の枠組みを利用することは有効であり、鳥取県の取組を紹介することで協力関係の強化を図る。

4. 事業内容

(1)GTI運輸プロジェクト促進専門家セミナーの誘致 【GTI事務局事業】

プロジェクトの推進方策について議論する専門家セミナーを、鳥取県で開催するもの。

参加者（30名程度）

- ・GTI運輸部会会員
- ・GTI運輸専門家グループ
- ・GTI事務局
- ・その他招待者（関係する研究機関、企業、金融機関、国際組織の代表者）

(2)北東アジアシンポジウム(仮称)の開催 【鳥取県事業】

①講演(想定)

【テーマ】GTIの北東アジア輸送回廊プロジェクトと環日本海定期貨客船航路
【講師】GTI事務局長

②パネルディスカッション(想定)

【テーマ】北東アジア地域と日本（境港）を結ぶ新たな輸送ルートの開発など環日本海定期貨客船航路の新たな可能性について

【パネリスト】有識者（コーディネーター）

GTI事務局長
DBSクルーズフェリー社幹部
民間事業者
鳥取県知事

5. 所要経費 3,038千円

講師謝金	100千円
パネリスト謝金（4名×50千円）	200千円
同時通訳委託料（セミナー・シンポジウム）	2,738千円

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

4目 貿易振興費

経済通商総室[通商物流室](内線:7212)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
貿易支援体制整備事業	26,322	△7,455	18,867				△7,455	
トータルコスト	27,936	△7,455	20,481	(補正に係る主な業務内容) 負担金減額に伴う業務				
従事する職員数	0.2人	0人	0.2人					
工程表の政策目標 (指標)	県内企業の販路拡大、市場開拓：海外に市場を持つ企業の増加（50企業増加）							
説明								
1 事業の目的・概要 (財)鳥取県産業振興機構への県派遣職員の給与について、本年11月以降は直接支給することに伴い、人件費負担金を減額するもの。 負担金名：(財)鳥取県産業振興機構海外支援グループ運営費負担金								

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

雇用人材総室[人材育成確保室](内線:7212)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【経済成長戦略】 実践的技術者等育成・確保事業	10,743	△4,014	6,729				△4,014	
トータルコスト	16,391	△4,014	12,377	(補正に係る主な業務内容) 補助金減額に伴う業務				
従事する職員数	0.7人	0人	0.7人					
工程表の政策目標 (指標)	ものづくり産業分野の人材育成を強化：技術者を対象として電子ディスプレイ関連技術やものづくり技術を高める							
説明								
1 事業の目的・概要 (財)鳥取県産業振興機構への県派遣職員の給与について、本年11月以降は直接支給することに伴い、人件費補助金を減額するもの。 補助金名：(財)鳥取県産業振興機構「人材育成支援部」運営費補助金								

平成22年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

雇用人材総室[雇用就業支援室] (内線:7229)

1目 労政総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
ふるさと雇用再生特別交付金事業	2,152,340	125,000	2,277,340			〈繰入金〉 125,000		
トータルコスト	2,160,408	125,000	2,285,408	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.0人	0人	1.0人	基金事業審査、補助金事務				
工程表の政策目標 (指標)	緊急雇用対策のための基金事業による雇用創出							

説明

1 事業の目的・概要

鳥取県ふるさと雇用再生特別基金を活用した県及び市町村事業により、地域求職者等に対し継続的雇用機会の創出を図る。

2. 主な事業内容

平成20年度に国から交付されたふるさと雇用再生特別交付金により創設した基金を活用して、平成23年度末までの継続的な雇用創出事業を追加で行うとともに、この雇用創出事業から正規雇用に移行した場合に一時金を支給する。

(1) 県追加実施分 (31,900千円)

県が民間企業、NPO法人その他の法人等に対する委託により行う事業によって継続雇用及び新規雇用を創出する。

(2) 市町村追加実施分 (91,000千円)

県と同様の事業を行う市町村へ補助金(補助率10/10)を交付することにより、継続雇用及び新規雇用を創出する。

(3) 正規雇用一時金 (2,100千円)

委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を契約期間終了後に正規社員として雇い入れた事業主に対して一時金(対象労働者1人当たり30万円)を支給する。

ふるさと雇用再生特別交付金事業実施状況

(単位:百万円)

	基金 (利子含む) [A]	H21実績 [B]	H22補正後 [C]	基金残高 [A-B-C]
鳥取県計	5,439	1,035	2,245	2,159
県分	—	370	1,012	—
市町村分	—	665	1,231	—
一時金	—	—	2	—

3 これまでの取り組み状況、改善点

- ・平成20年度末に国の交付金を受けて53.9億円の基金を造成し、平成21年度から事業を開始
- ・事業実施方法が委託に限られていたことから事業の具体化に遅れが生じたため、関係部局・市町村への制度説明により事業化を促進
- ・委託先で事業終了後も継続雇用することが条件となっていたことが事業の進捗を阻害していたため、国に対して制度改善を要望し、継続雇用の要件が緩和
- ・当初、県・市町村折半としていた予算枠を弾力的に運用することとし、効率的に事業を実施

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉱業費
1目 工鉱業総務費

産業振興総室[企業立地推進室](内線:7664)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
企業立地事業補助金	1,868,049	468,764	2,336,813				468,764	
トータルコスト	1,885,799	468,764	2,354,563	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付に伴う企業との協議、審査・検査、支払の業務				
従事する職員数	2.2人	0人	2.2人					
工程表の政策目標(指標)	県外企業の誘致の推進: 県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の推進: 県内企業の新增設の増加を図る (平成19年度~平成30年度の間に企業立地件数150件)							

説明

1 事業の目的・概要

鳥取県企業立地等事業助成条例に基づき、工場等の新增設企業に対し鳥取県企業立地事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、県内経済の活性化に資する。

2 主な事業内容

<本年度補助金交付予定事業>

	当 初	補 正	合 計
新增設件数	20件	6件	26件
新規雇用者数	221人以上	103人	324人以上
投資額	13,817,317	3,574,539	17,391,856
補助金額	1,868,049	468,764	2,336,813

<補助制度の概要>

対象事業		製造業	自然科学研究所 技術者研修所	ソフトウェア業 機械設計業など	情報処理・ 提供サービス業 (コールセンターなど)
要件	投下固定資産額(A)	1億円超 ※1	3千万円超	3千万円超	3千万円超
	新規常用雇用者数	10人以上 ※1	技術者等 5人以上	技術者等 5人以上	20人以上 (含パート)
補助金	投下固定資産額	A×10~15% ※2	A×20%	A×10%	A×10%
	リース料等	操業開始から1年間のリース料・賃借料×1/2 (リース期間が5年以上のものに限る)			
※	補助限度額	30億円 ※2	10億円	10億円	2億円

※1 平成23年3月31日までの特例措置として、県内中小企業の要件を緩和(3千万円、3人)

※2 投下固定資産額、新規常用雇用者数によって補助率、補助限度額が異なる。

※3 先進的技術や鳥取県の資源を活用する事業、その他著しい雇用増を伴う事業及び戦略的推進分野(製造業)で知事が特に認める場合、加算措置あり。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・企業立地推進本部会議で庁内関係部局・県外本部・県民局・他関係機関と情報の共有化を図り、全庁的な企業立地活動を行っている。
- ・平成22年2月、厳しい経済環境の中で生き残りを模索し、新たな設備投資を行う県内中小製造業を支援するため、補助金の要件緩和を行った。(5千万円→3千万円、5人→3人)
- ・平成22年3月、本県産業を牽引するような大規模企業立地の促進を目的として、補助限度額の引上げ(10億円→30億円)を行った。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉦業費
1目 工鉦業総務費

産業振興総室[企業立地推進室] (内線:7664)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[制度改正] 企業立地事業環境整備補助金								
トータルコスト				(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数				—				
工程表の政策目標(指標)	県外企業の誘致の推進:県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の推進:県内企業の新增設の増加を図る (平成19年度~平成30年度の間に企業立地件数150件)							
説明 1 事業の概要 県営工業団地において新增設を行う企業等に対し、排水処理施設の整備に係る経費を助成する制度を平成21年度に創設した。このたび鳥取県への企業誘致の促進を図るため、適用範囲の拡大を行う。 2 事業の内容 (1) 適用対象 企業立地等事業助成条例における補助基準を満たすとともに以下のいずれかの条件を満たし、排水処理施設の整備に1億円以上の投資を行う企業 ①県営工業団地に立地を行う企業 ②県営工業用水道から1,000m ³ /日以上給水を受ける企業 (追加) ③その他県内経済の活性化に著しく寄与するもので、次の要件をすべて満たす事業を行う企業 ・「鳥取県経済成長戦略」の「戦略的推進分野」に関連する事業を行うこと ・投下固定資産額が30億円以上であること ・企業立地等事業補助金における新規常用雇用者が30人以上であること (2) 補助額 当該設備にかかる投下固定資産額の1/2(2億円を限度) (3) 補助対象期間 平成21年度~平成24年度 ※排水処理施設の定義 水質汚濁防止法及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例を遵守した排水処理を行うための設備 3 背景 ○過去24年間の大型の企業誘致(投資額30億円以上:16件)は、全て県営工業団地以外であり、H22年4月に策定した「鳥取県経済成長戦略」の「戦略的推進分野」に関連する大型誘致(投資額30億円以上)を促進するためには、県営工業団地以外も対象とする必要がある。								

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
2項 工鉱業費
1目 工鉱業総務費

産業振興総室[企業立地推進室] (内線:7664)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 企業投資促進の ための工業団地 再整備事業補助 金	(債務負担 行為額 0) 52,422	(債務負担 行為額 146,582) 0	(債務負担 行為額 146,582) 52,422				(債務負担 行為額 146,582) 0	
トータルコスト	53,229	0	53,229	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付に係る米子市との協議、調整、 審査				
従事する職員数	0.1人	0人	0.1人					
工程表の政策目 標(指標)	県外企業の誘致の推進:県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の推進:県内企業の新增設の増加を図る (平成19年度~平成30年度の間に企業立地件数150件)							

説明

1 事業の目的・概要

既存工業団地への企業投資を促進するため、市町村が行う団地の再整備に要する費用の一部を助成する。

2 主な事業内容

[補助事業の概要]

○米子市二本木地区工業団地再整備に係る補助金

⇒企業の投資に伴い米子市が行う用地造成、排水施設等の整備に係る費用の一部を補助する。

<年度別事業費>

年 度	年度割額	年度割額	
		県費(※)	市 費
平成23年度	61,112	30,556	30,556
平成24年度	178,994	89,497	89,497
平成25年度	53,058	26,529	26,529
合 計	293,164	146,582	146,582

(※)県債務負担行為額

[補助制度の概要]

(1) 補助要件

以下にあげる要件を満たす企業投資を伴う事業であること。

①投資額 20億円以上

②新規常用雇用数 30名以上

(2) 補助対象事業

○団地区域内

用地造成及び道路、公園、緑地、広場、排水施設、上下水道の移設又は改良

○団地区域外

道路、排水施設の新設又は改良

(3) 補助対象経費

対象事業費から国庫補助金、用地売却費及び交付税措置のある起債に係る交付税措置額を控除した額

(4) 補助率 1/2 (上限3億円)

3 これまでの取組状況、改善点

○倉吉市がこの制度を活用して西倉吉工業団地の再整備を実施しており、企業ニーズに応じた団地が形成され、企業の大規模投資が期待される。

○この制度は平成21年度に施行され、この制度を活用した工業団地の再整備はこれが2件目である。企業の大規模投資、県外企業の誘致促進に繋がっていると評価している。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室[新事業開拓室] (内線:7657)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
経営革新支援事業	121,361	63,000	184,361				63,000	
トータルコスト	133,463	63,000	196,463	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0人	1.5人	補助金の交付決定、支払				
工程表の政策目標 (指標)	県内中小企業者の経営革新支援: 県内中小企業者の経営革新計画承認件数及び経営革新計画達成企業割合の増加 (計画承認件数の増加: 440件、計画達成企業割合の増加: 40%⇒60%)							

説明

1 事業の目的・概要

「経営革新」とは「中小企業新事業活動促進法」において、『事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること』と定義されており、本事業は経営革新計画に取組む県内中小企業を支援する事で、県内産業の高付加価値化を実現する事を目的としている。

今年度補助金予算80,000千円を第1次の募集(6月時点)において78,977千円消化したため補正するもの。(2ヵ年にわたり交付するため、債務負担行為も補正する。)

[債務負担行為]

	債務負担行為額	期間	限度額
補正前	80,000千円	23~24年度	補助金総額80,000千円を限度として、平成22年度に交付した額を控除した額
補正後	143,000千円		補助金総額143,000千円を限度として、平成22年度に交付した額を控除した額

2 主な事業内容

経営革新計画の承認を受けた県内に事務所又は工場を有する中小企業者等に対し、必要な経費の一部を補助するもの。

対象事業	補助上限額
①マーケティング戦略構築	100万円
②新商品開発	500万円
③人材育成	100万円
④販路開拓	100万円

①~④合計で500万円

・補助率

①~④全て 1/2以内

・事業期間

①③④は12ヶ月以内

(但し、②と併用する場合は24ヶ月以内)

②は24ヶ月以内

【参考】経営革新計画の承認件数の推移と本補助金採択件数推移

	H19	H20	H21	H22
経営革新計画承認件数	41	45	57	60
補助金採択企業数	13	17	37	37

H22年度の状況

※H22の60件は年間見込(7月末実績17件)

※補助金採択件数は6月の実績

- ・県内中小企業では、近年の経営環境の悪化で既存事業が苦戦する中、自社の利益に繋げようと経営革新計画に向う企業が増えており、これに伴って本補助金の採択企業数も増えている状況。
- ・景気的大幅な回復が未だ望めない中、借入金による大きな設備投資を行うよりも本補助金を活用して販路開拓を強化する取組みの方がリスクが低いため本補助金の需要が伸びている。
- ・経営革新計画に向う企業が増える事に比例し、本補助金も予算規模が年々増えている現状から費用対効果を考慮した制度運営について適宜検討していく方針である。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室[新事業開拓室](内線:7657)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
経営サポートセンター事業	185,498	△13,333	172,165				△13,333	
トータルコスト	194,566	△13,333	181,233	(補正に係る主な業務内容) 補助金減額に伴う業務				
従事する職員数	1.0人	0人	1.0人					
工程表の政策目標 (指標)	産業振興機構との連携による県内中小企業の販路開拓等への支援：販路開拓活動の活発化、展示会出展企業の商談成立割合の増加							
<p>説明</p> <p>1 事業の目的・概要 (財)鳥取県産業振興機構への県派遣職員の給与について、本年11月以降は直接支給することに伴い、人件費補助金を減額するもの。 補助金名：鳥取県中小企業経営資源強化対策費補助金</p>								

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉦業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室[産学金官連携室] (内線: 7663)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)とっとりバイオフロンティア指定管理候補者審査委員会運営費	0	176	176				176	
トータルコスト	0	983	983	(補正に係る主な業務内容) 審査委員会の開催に関する業務				
従事する職員数	0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	染色体工学技術等を活用したバイオ関連産業の創出等: 研究開発成果を活用した事業化 (H22~24: 3件)							

説明

1 事業の目的・概要

とっとりバイオフロンティアに係る指定管理候補者の選定に当たり、外部意見を反映し、透明性を確保するとともに、専門的見地から総合的な審査を行うため、外部有識者等による「指定管理候補者審査委員会」を設置する。

2 主な事業内容

○審査委員会開催予定

- ・施設の現地調査 1日
- ・審査要項の検討 1日
- ・指定管理候補者の選定 1日

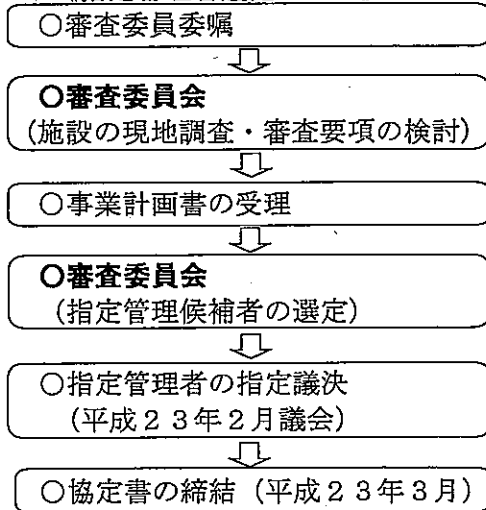
○委員会の構成 [5名]

- ・外部委員
 - 学識経験者 1名
 - 税理士または公認会計士 1名
 - 施設分野有識者 2名
- ・内部委員 県部局長 1名

○所要額

特別旅費	66千円
報償費	110千円
計	176千円

《指定管理者選定フロー》



3 これまでの取り組み状況

- ・(財)鳥取県産業振興機構にバイオフロンティア推進室を設置し、専門職員を配置(H22.2~)。とっとりバイオフロンティアを拠点とする事業化方策の検討や入居企業確保のための訪問など、ソフト面での事業推進体制を整備。
- ・とっとりバイオフロンティアの新築工事に着手(平成22年6月補正予算)。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室[産学官連携室](内線:7663)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] (新)とっとりバイオ オフロンティア管 理委託費 (指定管理者制度)	(債務負担 行為額 0)	(債務負担 行為額 198,993)	(債務負担 行為額 198,993)				(債務負担 行為額 198,993)	
	0	0	0				0	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務)				
従事する職員数	0人	0人	0人	—				

行程表の政策目標(指標) 染色体工学技術等を活用したバイオ関連産業の創出等：研究開発成果を活用した事業化(H22~24:3件)

説明

1 事業の目的・概要

利用者の多様なニーズへの柔軟かつ迅速な対応に配慮した管理運営サービスの向上を図り、また産学官連携や人材育成等の施設機能を最も効率的・効果的に発揮するためには民間手法の導入が不可欠であることから、平成23年4月に開設(予定)するとっとりバイオオフロンティアに指定管理者制度を導入する。

2 主な事業内容

(1) 指定管理者の業務の範囲

- ・施設等の利用許可
- ・施設利用者の研究開発等の支援
- ・その他知事のみ権限に属する事務以外の業務
- ・施設設備の維持管理、運営
- ・バイオ産業分野の人材育成

(2) 指定管理者の指定方法

指名指定

財団法人鳥取県産業振興機構を想定

(理由) 当該施設の管理運営にあたっては、単なる施設の貸し出しだけでなく、利用者の研究開発の支援や、産学官連携、人材育成等に取り組んでいくことが必要。同機構は、これまで県と連携してバイオ産業の振興に取り組んでおり、また、県内企業の起業化支援、産学官のマッチング、人材育成等の実施により蓄えた知識・ノウハウ等を有している。

(3) 指定期間

3年間(平成23年度~平成25年度)

(4) 利用料収入の取り扱い

指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める料金をその収入として収受させる。

(5) 余剰金の取り扱い

委託料に余剰が生じた場合は、全額を県に返納し、そのうち、複数年契約導入による節減額等、経営努力によらない額を控除した額の2分の1に相当する額の範囲内で、指定管理者が公益事業の実施や当該管理施設の運営に活用することを目的とした基金を設置する場合にその積立経費として助成する。

(6) 債務負担行為限度額

198,993千円

【限度額の内訳】

平成23年度 43,733千円

平成24年度 77,630千円

平成25年度 77,630千円

(参考)

債務負担行為限度額の設定における入居に係る利用料収入については、施設開所当初における利用を促進するため、施設の共通部分の維持管理に要する経費から算出した利用料金額の2分の1に設定して積算(平成23年度~平成25年度限り)。

3 これまでの取り組み状況、改善点

事業推進の体制を整備するとともに、施設の新築工事に着手(平成22年6月補正予算)。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉦業費

2目 中小企業振興費

産業振興総室[産学金官連携室](内線:7663)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【経済成長戦略】 とっとりバイオフ ロンティア立上支 援事業	38,102	△3,094	35,008				△3,094	
トータルコスト	45,363	△3,094	42,269	(補正に係る主な業務) 補助金減額に伴う業務				
従事する職員数	0.9人	0人	0.9人					
工程表の政策目標 (指標)	染色体工学技術等を活用したバイオ関連産業の創出等：研究開発成果を活用した事業化（H22～24：3件）							
<p>説明</p> <p>1 事業の目的・概要 (財)鳥取県産業振興機構への県派遣職員の給与について、本年11月以降は直接支給することに伴い人件費補助金を減額するもの。 補助金名：(財)鳥取県産業振興機構「バイオフロンティア推進室」運営費補助金</p>								

平成22年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
1項 商業費
2目 商業振興費

市場開拓課 (内線:7832)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 食のみやこ鳥取 県推進事業(鳥 取県東京アンテ ナショップ機能 強化事業)	(債務負担 行為額 0)	(債務負担 行為額 123,225)	(債務負担 行為額 123,225)			(債務負担 行為額 56,367)	(債務負担 行為額 66,858)	
	61,435	0	61,435			0	0	
トータルコスト	68,696	0	68,696	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.9人	0人	0.9人	—				
行程表の政策 目標(指標)	情報の受発信を通じた魅力ある商品づくりの支援:常設の情報受発信施設の設置、 運営							

説明

1 事業の目的・概要

鳥取県東京アンテナショップ「食のみやこ鳥取プラザ」について、平成23年度以降も継続して現在ビルにてアンテナショップを設置するため、賃貸借契約の更新に係る債務負担行為を設定する。

2 主な事業内容

【鳥取県東京アンテナショップ「食のみやこ鳥取プラザ」について】

【開設日】平成20年8月29日

【コンセプト】”東京にしながら鳥取を感じられる場所”

【設置場所】新橋SNTビル1・2階(東京都港区新橋2-19-4)

総坪数:52.6坪

(1階物産販売:27.34坪、2階レストラン25.26坪)

【入居ビルに係る賃貸借契約の更新について】

【契約期間】平成23年4月1日~平成26年3月31日

※現契約 平成20年4月1日~平成23年3月31日

【契約者】賃貸人:(株)エヌエヌティビル(代理人:(株)コーレックス)

賃借人:鳥取県

【債務負担行為額】

123,225千円(平成23年度~平成25年度)

(内訳)

年額賃料 39,964,428円(月額賃料3,330,369円×12か月)

更新料 3,330,369円(新賃料の1か月相当分)

年度	年額賃料	更新料	合計
平成23年度	39,965千円	3,330千円	43,295千円
平成24年度	39,965千円	—	39,965千円
平成25年度	39,965千円	—	39,965千円
合計	119,895千円	3,330千円	123,225千円

3 これまでの取り組み状況、改善点

○アンテナショップは、首都圏さらには全国に対する県及び県産品の認知度向上と販路拡大のための拠点として設置。

○平成20年8月のオープン以降、これまでアンテナショップで販売した約1,800商品のうち約167商品(約102社)(H22.6月末現在)を首都圏の卸小売業や外食店等に紹介することで、98品目(約38社)が採用決定。

その他、メディアへの露出機会の増加(オープンからH22.6月末現在で304件の取り上げ)等による県や県産品の認知度向上、首都圏の消費者ニーズ等の収集による県内事業者の商品開発(改良)意欲・販路拡大意識の醸成などに成果。

○今後とも更なる販路開拓や情報発信などへの取り組みを進める。

平成22年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目	5款 労働費									
	うち商工労働部						1項 労政費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
節 別										
1 報 酬	902,072		902,072	875,602		875,602	801,918		801,918	
2 給 料	169,335		169,335	139,231		139,231	52,682		52,682	
3 職 員 手 当 等	83,314		83,314	67,747		67,747	25,634		25,634	
4 共 済 費	209,815		209,815	198,719		198,719	156,188		156,188	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金	159,605		159,605	159,605		159,605	159,605		159,605	
8 報 償 費	250,874	2,100	252,974	250,683	2,100	252,783	103,471	2,100	105,571	
9 旅 費	49,169		49,169	44,041		44,041	36,563		36,563	
費用 弁 償	33,079		33,079	29,442		29,442	27,447		27,447	
普 通 旅 費	10,195		10,195	8,945		8,945	6,350		6,350	
特 別 旅 費	5,895		5,895	5,654		5,654	2,766		2,766	
10 交 際 費	50		50							
11 需 用 費	51,418		51,418	49,503		49,503	16,403		16,403	
12 役 務 費	18,192		18,192	16,389		16,389	10,033		10,033	
13 委 託 料	2,491,973	31,900	2,523,873	2,491,888	31,900	2,523,788	2,264,840	31,900	2,296,740	
14 使用料及び賃借料	64,195		64,195	63,382		63,382	44,105		44,105	
15 工 率 請 負 費										
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費	2,975		2,975	2,909		2,909	1,518		1,518	
19 負担金、補助及び交付金	3,034,487	91,000	3,125,487	3,034,472	91,000	3,125,472	2,977,973	91,000	3,068,973	
20 扶 助 費	320		320	320		320				
21 貸 付 金	440		440	440		440	440		440	
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金	66,480		66,480	66,480		66,480	66,480		66,480	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	64		64	64		64				
28 繰 出 金	18,976		18,976	18,976		18,976	18,976		18,976	
予 備 費										
計	7,573,754	125,000	7,698,754	7,480,431	125,000	7,605,431	6,736,829	125,000	6,861,829	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	416,491		416,491	416,491		416,491	112		112
	地 方 債									
	そ の 他	6,355,656	125,000	6,480,656	6,355,656	125,000	6,480,656	6,339,661	125,000	6,464,661
一 般 財 源	801,607		801,607	708,284		708,284	397,056		397,056	

(単位:千円)

款 項 目	7款 商工費								
	1目 労政総務費			うち商工労働部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
節 別									
1 報 酬	801,918		801,918	43,785		43,785	34,306		34,306
2 給 料	52,682		52,682	402,641	18,388	421,029	282,225	14,504	296,729
3 職 員 手 当 等	25,634		25,634	195,917	7,068	202,985	137,325	5,673	142,998
4 共 済 費	156,188		156,188	173,096		173,096	127,367		127,367
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 貸 金	159,605		159,605	179		179			
8 報 償 費	103,171	2,100	105,271	236,407	410	236,817	227,584	410	227,994
9 旅 費	36,059		36,059	97,036	66	97,102	68,937	66	69,003
費用 弁 償	27,447		27,447	10,869		10,869	7,710		7,710
普 通 旅 費	6,059		6,059	48,711		48,711	34,223		34,223
特 別 旅 費	2,553		2,553	37,456	66	37,522	27,004	66	27,070
10 交 際 費									
11 需 用 費	16,057		16,057	72,627		72,627	30,389		30,389
12 役 務 費	9,706		9,706	42,107		42,107	31,205		31,205
13 委 託 料	2,237,618	31,900	2,269,518	438,079	30,233	468,312	106,354	5,713	112,067
14 使用料及び賃借料	44,065		44,065	83,300		83,300	75,041		75,041
15 工 事 請 負 費				559,095		559,095	559,095		559,095
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費									
18 備 品 購 入 費	1,518		1,518	13,000		13,000	13,000		13,000
19 負担金、補助及び交付金	2,975,022	91,000	3,066,022	6,042,373	502,227	6,544,600	5,782,338	503,868	6,286,206
20 扶 助 費									
21 賞 付 金				5,154,537		5,154,537	5,071,651		5,071,651
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金				6,245		6,245	6,245		6,245
25 積 立 金	66,480		66,480						
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金	18,976		18,976	14,952		14,952	14,952		14,952
予 備 費									
計	6,704,699	125,000	6,829,699	13,575,376	558,392	14,133,768	12,568,014	530,234	13,098,248
財源内訳	国 庫 支 出 金	112		112	1,566		1,566		
	地 方 債								
	そ の 他	6,339,221	125,000	6,464,221	5,762,807		5,663,897		5,663,897
	一 般 財 源	365,366		365,366	7,811,003	558,392	8,369,395	6,904,117	530,234

(単位:千円)

款 項 目		1 項 商業費								
		補正前	補正額	補正後	1 目 商業総務費			2 目 商業振興費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
節 別		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	13,521		13,521	2,121		2,121	11,400		11,400
2	給料	176,861	3,538	180,399	176,861	3,538	180,399			
3	職員手当等	86,057	1,521	87,578	86,057	1,521	87,578			
4	共済費	67,124		67,124	65,490		65,490	1,634		1,634
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費	10,003	300	10,303	300		300	8,350		8,350
9	旅費	40,853		40,853	647		647	14,274		14,274
	費用弁償	4,494		4,494				831		831
	普通旅費	23,483		23,483	647		647	5,330		5,330
	特別旅費	12,876		12,876				8,113		8,113
10	交際費									
11	需用費	14,517		14,517	1,720		1,720	5,614		5,614
12	役務費	19,435		19,435	693		693	6,832		6,832
13	委託料	73,408	5,713	79,121				61,588	2,975	64,563
14	使用料及び賃借料	55,977		55,977	1,038		1,038	47,537		47,537
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費									
19	負担金、補助及び交付金	2,384,821	△ 7,455	2,377,366				1,149,162		1,149,162
20	扶助費									
21	貸付金	4,776,951		4,776,951						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金	6,245		6,245						
25	積立金									
26	寄付金									
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	7,725,773	3,617	7,729,390	334,927	5,059	339,986	1,306,391	2,975	1,309,366
財源内訳	国庫支出金									
	地方債									
	その他	4,802,686		4,802,686	13		13	25,122		25,122
	一般財源	2,923,087	3,617	2,926,704	334,914	5,059	339,973	1,281,269	2,975	1,284,244

(単位:千円)

款 項 目										
		4目 貿易振興費			2項 工鉱業費			1目 工鉱業総務費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬				20,785		20,785	20,530		20,530
2	給 料				105,364	10,966	116,330	105,364	10,966	116,330
3	職 員 手 当 等				51,268	4,152	55,420	51,268	4,152	55,420
4	共 済 費				60,243		60,243	60,243		60,243
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	賃 金									
8	報 償 費	1,353	300	1,653	217,581	110	217,691	210,950		210,950
9	旅 費	25,313		25,313	28,084	66	28,150	7,942		7,942
	費用弁償	3,663		3,663	3,216		3,216	2,286		2,286
	普通旅費	16,887		16,887	10,740		10,740	4,882		4,882
	特別旅費	4,763		4,763	14,128	66	14,194	774		774
10	交 際 費									
11	需 用 費	6,517		6,517	15,872		15,872	5,648		5,648
12	役 務 費	11,590		11,590	11,770		11,770	5,236		5,236
13	委 託 料	11,760	2,738	14,498	32,946		32,946	153		153
14	使用料及び賃借料	6,965		6,965	19,064		19,064	4,631		4,631
15	工 事 請 負 費				559,095		559,095			
16	原 材 料 費									
17	公有財産購入費									
18	備 品 購 入 費				13,000		13,000			
19	負担金、補助及び交付金	191,939	△ 7,455	184,484	3,397,517	511,323	3,908,840	2,011,998	468,764	2,480,762
20	扶 助 費									
21	貸 付 金	1,450,000		1,450,000	294,700		294,700			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積 立 金									
26	寄 付 金									
27	公 課 費									
28	繰 出 金				14,952		14,952			
	予 備 費									
	計	1,705,437	△ 4,417	1,701,020	4,842,241	526,617	5,368,858	2,483,963	483,882	2,967,845
財源内訳	国 庫 支 出 金									
	地 方 債									
	そ の 他	1,450,000		1,450,000	861,211		861,211	124		124
	一 般 財 源	255,437	△ 4,417	251,020	3,981,030	526,617	4,507,647	2,483,839	483,882	2,967,721

(単位:千円)

款 項 目	商工労働部 合計					
	2目 中小企業振興費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
新 別						
1 報 酬				909,908		909,908
2 給 料				421,456	14,504	435,960
3 職 員 手 当 等				205,072	5,673	210,745
4 共 済 費				326,086		326,086
5 災 害 補 償 費						
6 恩 給 及 び 退 職 年 金						
7 賞 金				159,605		159,605
8 報 償 費	6,631	110	6,741	478,558	2,510	481,068
9 旅 費	19,478	66	19,544	113,498	66	113,564
費 用 弁 償	266		266	37,152		37,152
普 通 旅 費	5,858		5,858	43,477		43,477
特 別 旅 費	13,354	66	13,420	32,869	66	32,935
10 交 際 費						
11 需 用 費	10,224		10,224	80,698		80,698
12 役 務 費	6,534		6,534	48,003		48,003
13 委 託 料	32,793		32,793	2,600,922	37,613	2,638,535
14 使用料及び賃借料	14,433		14,433	139,187		139,187
15 工 事 課 負 費	559,095		559,095	559,095		559,095
16 原 材 料 費						
17 公 有 財 産 購 入 費						
18 備 品 購 入 費	13,000		13,000	15,909		15,909
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	643,430	42,559	685,989	8,846,561	594,868	9,441,429
20 扶 助 費				320		320
21 貸 付 金	294,700		294,700	5,640,717		5,640,717
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金						
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料						
24 投 資 及 び 出 資 金				208,146		208,146
25 積 立 金				66,480		66,480
26 寄 付 金						
27 公 課 費				64		64
28 繰 出 金	14,952		14,952	33,928		33,928
予 備 費						
計	1,615,270	42,735	1,658,005	20,854,213	655,234	21,509,447
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金			416,491		416,491
	地 方 債					
	そ の 他	861,087		861,087	125,000	12,716,236
	一 般 財 源	754,183	42,735	796,918	7,846,486	530,234

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
5款 労働費	
1項 労政費	
1目 労政総務費	
負担金、補助及び交付金	・市町村ふるさと雇用再生特別基金事業補助金 91,000
7款 商工費	
1項 商業費	
1目 商業総務費	
給 料	・定数外職員 2人
4目 貿易振興費	
負担金、補助及び交付金	・(財)鳥取県産業振興機構海外支援グループ運営費負担金 △7,455
2項 工鉱業費	
1目 工鉱業総務費	
給 料	・定数外職員 6人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県企業立地事業補助金 468,764
2目 中小企業振興費	
負担金、補助及び交付金	・(財)鳥取県産業振興機構「大学連携推進室」運営費補助金 △4,014 ・経営革新支援補助金 63,000 ・鳥取県中小企業経営資源強化対策費補助金 △13,333 ・(財)鳥取県産業振興機構「バイオフィロンティア推進室」運営費補助金 △3,094

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他
平成22年度 工業団地再整備事業補 助	千円 146,582		千円 0		千円 146,582		千円 146,582	千円		千円
平成22年度 とっとりバイオフロン ティア管理委託	198,993		0		198,993					198,993
平成22年度 アンテナシヨップ賃借 料	123,225		0		123,225					56,367

変更

事項	限度額	前年度未までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳				
		期	金額	期	金額	国 支	特 庫 金	定 地 方 債	源 其 他	一 般 財 源
平成22年度 経営革新支援事業補助	千円 補助金総額 80,000千円を限 度として、平成 22年度に交付決 定した額から平 成22年度に交付 した額を差し引 いた額		千円	平成23年度から 平成24年度まで	千円 限度額 に同じ	千円	千円	千円	千円	千円
	補正前の額									
	補正額	千円 補助金総額 63,000千円を限 度として、平成 22年度に交付決 定した額から平 成22年度に交付 した額を差し引 いた額			平成23年度から 平成24年度まで	千円 限度額 に同じ				
	千円 補助金総額 143,000千円を限 度として、平成 22年度に交付決 定した額から平 成22年度に交付 した額を差し引 いた額			平成23年度から 平成24年度まで	千円 限度額 に同じ					
	補正後の額									

区 分	とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例の設定について																			
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 バイオテクノロジーを活用した医薬、医療、食品等の産業（以下「バイオ産業」という。）における新技術の研究開発及び実用化、新製品の研究開発等を支援するとともに、バイオ産業に係る専門的な技術を有する人材の育成等を行うことにより、本県におけるバイオ産業の集積の形成及び活性化を図り、もって県内産業の振興に資するため、とっとりバイオフィロンティア（以下「バイオフィロンティア」という。）を米子市に設置することに伴い、その設置及び管理について必要な事項を定める。</p> <p>2 概 要</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 指定管理者による管理</td> <td>バイオフィロンティアの施設設備の維持管理その他知事のみ の権限に属する事務を除く業務を、指定管理者に行わせる。</td> </tr> <tr> <td>(2) 指定管理者の管理の期間</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>(3) 開館時間及び休館日</td> <td>指定管理者が知事の承認を得て定める。</td> </tr> <tr> <td>(4) 利用の許可</td> <td>①バイオフィロンティアを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 ②指定管理者は、開館時間以外の時間又は休館日における利用許可をすることができる。</td> </tr> <tr> <td>(5) 行為の制限等</td> <td>バイオフィロンティアにおける行為の制限、利用者の義務、利用者に対する措置命令、利用許可の取り消しに関し必要な事項を定める。</td> </tr> <tr> <td>(6) 原状回復等</td> <td>バイオフィロンティアの利用を終了したとき等は、直ちにこれを原状に回復しなければならない。</td> </tr> <tr> <td>(7) 利用料金</td> <td>①バイオフィロンティアの利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。 ②利用料金は、指定管理者が知事の承認を得て定める。 ③指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減免しなければならない。</td> </tr> <tr> <td>(8) 特別な設備等</td> <td>施設に特別な設備を設置するとき等は、指定管理者の許可を受けなければならない。</td> </tr> <tr> <td>(9) その他</td> <td>その他所要の事項を定める。</td> </tr> </table> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日 この条例は、公布日とする (2) 準備行為 を除き、規則で定める日から施行する。 (2) 準備行為 この条例を施行するために必要な準備行為等は、この条例の施行前においても行うことができる。</p>		(1) 指定管理者による管理	バイオフィロンティアの施設設備の維持管理その他知事のみ の権限に属する事務を除く業務を、指定管理者に行わせる。	(2) 指定管理者の管理の期間	3年間	(3) 開館時間及び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。	(4) 利用の許可	①バイオフィロンティアを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 ②指定管理者は、開館時間以外の時間又は休館日における利用許可をすることができる。	(5) 行為の制限等	バイオフィロンティアにおける行為の制限、利用者の義務、利用者に対する措置命令、利用許可の取り消しに関し必要な事項を定める。	(6) 原状回復等	バイオフィロンティアの利用を終了したとき等は、直ちにこれを原状に回復しなければならない。	(7) 利用料金	①バイオフィロンティアの利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。 ②利用料金は、指定管理者が知事の承認を得て定める。 ③指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減免しなければならない。	(8) 特別な設備等	施設に特別な設備を設置するとき等は、指定管理者の許可を受けなければならない。	(9) その他	その他所要の事項を定める。
(1) 指定管理者による管理	バイオフィロンティアの施設設備の維持管理その他知事のみ の権限に属する事務を除く業務を、指定管理者に行わせる。																			
(2) 指定管理者の管理の期間	3年間																			
(3) 開館時間及び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。																			
(4) 利用の許可	①バイオフィロンティアを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 ②指定管理者は、開館時間以外の時間又は休館日における利用許可をすることができる。																			
(5) 行為の制限等	バイオフィロンティアにおける行為の制限、利用者の義務、利用者に対する措置命令、利用許可の取り消しに関し必要な事項を定める。																			
(6) 原状回復等	バイオフィロンティアの利用を終了したとき等は、直ちにこれを原状に回復しなければならない。																			
(7) 利用料金	①バイオフィロンティアの利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。 ②利用料金は、指定管理者が知事の承認を得て定める。 ③指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減免しなければならない。																			
(8) 特別な設備等	施設に特別な設備を設置するとき等は、指定管理者の許可を受けなければならない。																			
(9) その他	その他所要の事項を定める。																			

とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 バイオテクノロジーを活用した医薬、医療、食品等の産業（以下「バイオ産業」という。）における新技術の研究開発及び実用化、新製品の研究開発等を支援するとともに、バイオ産業に係る専門的な技術を有する人材の育成等を行うことにより、本県におけるバイオ産業の集積の形成及び活性化を図り、もって県内産業の振興に資するため、とっとりバイオフィロンティア（以下「バイオフィロンティア」という。）を米子市に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、バイオフィロンティアに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) バイオフィロンティアの施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、バイオフィロンティアの管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、バイオフィロンティアの指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 バイオフィロンティアの開館時間（次条において「開館時間」という。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 バイオフィロンティアの休館日（次条において「休館日」という。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 バイオフィロンティアを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可（以下「利用許可」という。）のうちその利用が1月以上にわたる利用に係るものについては、バイオフィロンティアの設置目的をより効果的に達成できると認められる者に対して行うものとする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得たバイオフィロンティアの施設又は設備について、開館時間以外の時間又は休館日における利用許可をすることができる。

4 指定管理者は、第2項の規定により利用を認めない場合又はその利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用許可をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) バイオフィロンティアの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、バイオフィロンティアの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

5 指定管理者は、バイオフィロントニアの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 バイオフィロントニアにおいては、次の行為をしてはならない。

- (1) バイオフィロントニアの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 喫煙し、又は所定の場所以外の場所において飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、バイオフィロントニアの利用を拒み、又はバイオフィロントニアからの退去を命ずることができる。

(利用者の義務)

第9条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、バイオフィロントニアの利用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持するよう努めなければならない。

(措置命令)

第10条 指定管理者は、バイオフィロントニアの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行い、又はこれらのものと密接な関係を有するものであることが判明したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほかバイオフィロントニアの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(原状回復等)

第12条 利用者は、バイオフィロントニアの利用を終了し、又は前条の規定による利用許可の取消しを受けたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

2 故意又は過失によりバイオフィロントニアの施設設備をき損し、又は汚損した者は、指定管理者の指示するところにより、これを原状に回復しなければならない。

(利用料金)

第13条 バイオフィロントニアの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(特別な設備等)

第15条 利用者は、バイオフィロントニアに特別な設備を設置し、又はバイオフィロントニアの施設に改造を加える等バイオフィロントニアの管理に重大な影響を与えるおそれのある行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、バイオフィロンティアの管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為、第14条の規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(最初の指定管理者の管理の期間)

3 第5条の規定にかかわらず、前項の規定によりこの条例の施行前に第3条の規定による指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間は、この条例の施行の日から平成26年3月31日までとする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

区 分	鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）の一部が改正され、育児休業等に関する事項についての個別労働関係紛争について、国による紛争の解決の援助に関する制度が設けられたことに伴い、知事が条例によるあっせんを行わないことができる個別労働関係紛争について所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 当事者からあっせんの申請があった場合に知事があっせんを行わないことができる個別労働関係紛争として、法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしていないことが決定されるまでの間にあるもの又は紛争調整委員会に係属しているもの若しくは法による調停が成立したものを加える。</p> <p>(2) 施行期日は公布の日とする</p>

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例案

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(あっせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第52条の5第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</u></p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p>3 略</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

区 分	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会から、別添のとおり地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成21年度における業務実績に関する評価報告があったので、同条第5項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価概要 (1) 評価を行う者 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 (2) 評価項目 (項目別評価) 技術相談、研究開発、人材育成、組織運営の改善 等 (全体評価) 項目別評価を踏まえつつ、全体の進行状況について評価 (3) 評価基準 ○5段階評価 (項目別評価、全体評価)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている 4 計画を上回る業務が進捗している 3 概ね計画どおりに業務が進捗している 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている</p> </div> <p>*評価結果を理事長報酬等に反映（以下3(3)に記載）させる必要があるため、別途10段階換算評価（全体評価）を実施。 ⇒5段階評価に2を乗じたものに、特筆すべき事項が認められた場合に評価を1段階上下させる。</p> <p>(4) 評価結果 ①全体評価</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">5段階評価</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">10段階換算</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">7</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">⇒昨年度と同じ評価結果 (5段階評価, 10段階換算評価)</p> <p>*概ね計画どおりに業務が進捗していることから、5段階評価では3とする。 なお、10段階換算評価では、5段階評価に2を乗じたものに技術相談・現地指導、製品化に結び付く技術移転や特許の取得、実践的産業人材の育成等で特筆すべき事項が認められることから評価を1段階上げ、7とする。</p> <p>②項目別評価 項目別評価の加重平均値(※)：3.52 (※)項目別に重み付けをし、業務内容、業務量に応じた評価を実施。</p> <p>(5) 評価決定に当たっての評価委員会委員の主な意見 ○概ね計画通りに業務が進捗している。 ○技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用はいずれも計画を上回る進捗を示している。 ○理事長のリーダーシップに基づき、法人化のメリットを生かした迅速かつ柔軟な運営が出来つつある。 ○限られた人数で最大の効果があげられるよう、企業ニーズや市場動向等を的確に把握した上で、より一層重点分野に絞り込んだ技術支援や研究開発並びに機械設備のメンテナンスにおける民間委託の導入等の方法について、総合的に検討することを期待する。</p>	5段階評価	10段階換算	3	7
5段階評価	10段階換算				
3	7				

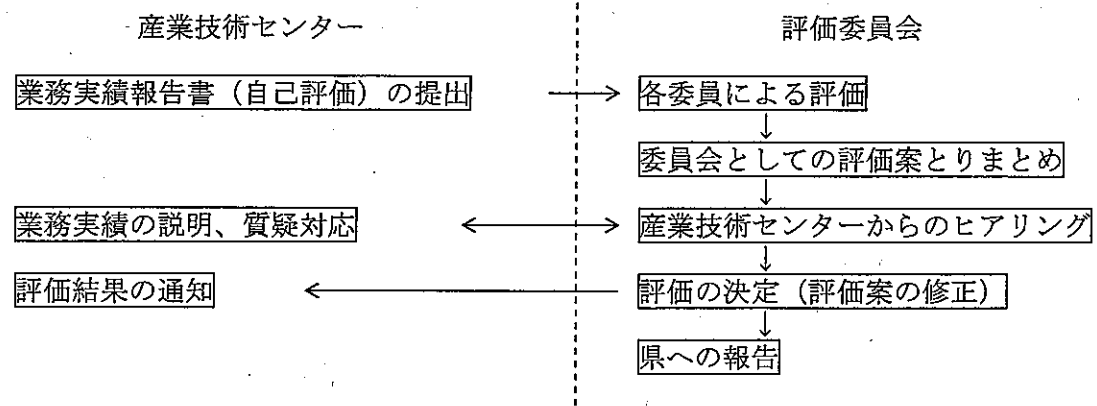
提
出
理
由
及
び
概
要

3 参考

(1) 鳥取県産業技術センター評価委員会委員名簿 (敬称略)

区 分	委員名	役職
委員長	副井 裕	国立大学法人鳥取大学学長補佐
委員	谷口 義晴	日本セラミック株式会社代表取締役社長
委員	辻 智子	日本水産株式会社生活機能科学研究所長
委員	中村 宗和	国立大学法人鳥取大学理事・名誉教授
委員	和木 幸雄	三洋電機コンシューマ エレクトロニクス株式会社監査役

(2) 評価作業の流れ



(3) 評価結果の取扱い

- 評価委員会は、必要に応じて業務運営の改善その他の勧告を実施。
- 後年度の運営費交付金にインセンティブとして反映 (5段階評価結果)。
- 翌年度以降の理事長・理事報酬に反映 (10段階換算評価結果)。